

申告相談等のご案内

平成22年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談および申告書の受け付けは、

「2月16日(水)から3月15日(火)まで」です。

朝霞税務署では、平日（月～金曜日）以外でも2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います（現金納付の窓口業務は行いませんのでご注意ください）。

なお、確定申告の期間中、給与所得者（医療費控除など）や年金所得者で、源泉徴収票をお持ちの方の確定申告については、市役所でも受け付けます。

便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

確定申告の期間は申告会場が混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用いただき、郵送または電子申告（e-Tax）での提出が便利です。

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）

所得税の還付申告はお早めに

還付申告ができる方は、1月以降であれば確定申告書を提出することができます。

確定申告をしなくてよい場合でも、次のような方は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・給与所得や年金所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方
- ・予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

※市役所内では「年金所得者および給与所得者の医療費控除の確定申告説明会」を開催いたしませんので、直接、朝霞税務署でご相談ください。

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなった e-Tax で！

「e-Tax」を利用して申告すると…

①最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行くと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分から21年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）。

②添付書類を提出省略

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）。

③還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

～「e-Tax」をご利用いただく前に～

■Step 1 開始届出書を e-Tax ホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出します。

■Step 2 電子証明書*を取得（費用がかかります）し、IC カードリーダーライタを購入します。

■Step 3 e-Tax の初期登録（電子証明書の登録等）を行います。

もっと詳しい情報は e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）へ

電子証明書に関する情報は公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/index.html>）へ

IC カードリーダーライタに関する情報は（<http://www.jpki-rw.jp/>）へ

※公的個人認証サービスに基づく電子証明書の申請受付窓口は、市役所総合窓口課です（内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所では受付できませんのでご了承ください）。

公的個人認証サービスに基づく電子証明書についての問い合わせ／総合窓口課 内2612～7 ☎463-2605

税務署での確定

税理士会朝霞支部では還付申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。

税理士による還付申告無料相談

対 象 者	平成22年分の給与および年金収入が600万円以下で次に該当する方 ・給与所得者で、医療費控除を受ける方 ・年の途中で退職された方（退職所得のある方は除く）で年末調整がお済みでない方 ・公的年金を受給されている方	
日時・会場	2月7日(月)～11日(金・祝)※会場へ直接お越しください。 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 にいざほっとぶらざ（新座市生涯学習センター）4階 （東武東上線志木駅南口） （注）駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。 初日は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。	2月1日(火)～6日(日) （2月4日(金)を除く） 税理士会朝霞支部区域内の各 税理士事務所 ※ご希望の方は事前に税理士 会朝霞支部事務局へ電話連絡 の上、ご利用ください。
問い合わせ	税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 （予約受付時間：午前9時30分～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日を除く）	
必要な書類	○給与所得者…平成22年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ○年金所得者…平成22年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ○医療費控除を受ける方…医療費の明細書、支払った医療費の領収書（平成22年中に支払ったものの原本） 等 ○生命保険料控除を受ける方…控除証明書 ○地震保険料控除（旧長期損害保険料を含む。ただし、平成18年12月31日までに締結した契約）を受ける方…控除証明書 ○社会保険料控除を受ける方…平成22年中に支払った保険料の金額がわかるもの（国民年金保険料の場合は控除証明書） ○印鑑 ○申告する方の預貯金の口座番号（本人名義）がわかるもの	
備 考	給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。 事業所得、不動産所得、譲渡所得などの所得がある方は、朝霞税務署で相談いただくか、国税庁ホームページをご覧ください。	

郵送での提出先／〒351-8601 朝霞市本町1丁目1番46号 朝霞税務署 個人課税部門 あて

申告書の提出・お問い合わせは 朝霞税務署 ☎048-467-2211（代表） 申告案内窓口へ
（音声案内が流れますので選択番号0をお選びください）